３．国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストに関する注記

当事業年度の国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストについては、次のとおりです。

（単位：千円）

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト		
Ⅰ　業務費用		
⑴　損益計算書上の費用	14,442,085	
⑵　（控除）自己収入等	△　7,127,371	
業務費用合計		7,314,714
Ⅱ　資本剰余金を減額したコスト等		658,912
Ⅲ　機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	763	
政府出資の機会費用	1,431,367	1,432,131
Ⅳ　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト		9,405,757

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しています。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しています。

４．減損会計関係

減損を認識した固定資産に関する事項

該当事項はありません。

減損の兆候が認められた固定資産に関する事項

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：千円）

用　途	種類	場　所	帳簿価額
ＲＩ２号館　ＲＩ実験施設	建物	埼玉県さいたま市桜区下大久保255	8,806
国際交流会館１号館	建物	埼玉県さいたま市桜区下大久保645	81,067
国際交流会館３号館	建物	埼玉県さいたま市桜区下大久保645	128,653

⑵　認められた減損の兆候の概要

・ＲＩ２号館　ＲＩ実験施設

利用する教員及び頻度が減少したため、当該資産の利用状況が低下しております。

・国際交流会館１号館および国際交流会館３号館

建物の老朽化等により入居者数が減少したため、当該資産の利用状況が著しく低下しております。

⑶　減損の認識に至らなかった根拠

・ＲＩ２号館　ＲＩ実験施設

将来の使用見込みがあるため、減損の認識に至りませんでした。

・国際交流会館１号館および国際交流会館３号館

現在活用に向けた検討を行っているため、減損の認識に至りませんでした。

翌事業年度以降の特定の日以後使用しないと決定した固定資産に関する事項

⑴　使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額等の概要

（単位：千円）

用　途	種類	場　所	帳簿価額
秩父倉庫	土地	埼玉県秩父市大滝2854―14（敷地、建物）、埼玉県秩父市大滝3855―11（敷地）	1,367
	建物		0
大久保１地区敷地	土地	埼玉県さいたま市桜区下大久保255（一部）	18,466
別所宿舎	土地	埼玉県さいたま市南区別所４―２―43	312,800
	建物		448
	構築物		1,646
常盤宿舎	土地	埼玉県さいたま市浦和区常盤10―19―42	1,051,200
	建物		25,568
	構築物		1,367
太田窪宿舎	土地	埼玉県さいたま市南区太田窪２―18―８	412,700
	建物		42,569
	構築物		0

⑵　使用しなくなる日、使用しないという決定を行った経緯及び理由

・秩父倉庫

学生・教職員の福利厚生施設として活用してきた山寮について、稼働率が著しく低調であったことから平成25年度をもって倉庫として利用してきましたが、教育研究上の活用が見込めないことから、令和５年９月の役員会において翌年度以降の譲渡の方針を決定し、令和６年３月25日付けで中期計画を変更し重要な財産を譲渡する計画を追記しました。

・大久保１地区敷地

さいたま市より、さいたま市都市計画道路事業の道路用地としての譲渡の申し入れがあり、教育研究上支障がないことから、令和５年９月の役員会において翌年度以降の譲渡の方針を決定し、令和６年３月25日付けで中期計画を変更し重要な財産を譲渡する計画を追記しました。

・別所宿舎、常盤宿舎、太田窪宿舎

財政的に宿舎の維持管理に必要な予算の確保が困難である一方、宿舎用地の有効活用をすれば安定した収入が見込まれ大学の機能維持・強化に資する貴重な財源となるため、令和７年１月の役員会において、別所宿舎及び常盤宿舎は令和10年３月31日、太田窪宿舎は令和15年３月31日に廃止する方針を決定しました。